

別紙２ 「納税通知書用封筒広告審査基準」

１． 広告掲載希望者の審査基準

(1) 「東大阪市有料広告掲載基準」より

「東大阪市有料広告掲載基準」

(業種又は業者)

第４条 次の各号のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は掲載することができない。なお広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に該当するもの
- (2) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (6) 市の指名停止措置を受けているもの
- (7) その他市資産の性質等により広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの

(2) (1)の他に納税通知書用封筒において定める審査基準

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 貸金業の規制等に関する法律（昭和５８年法律第３２号）法律第２条に規定する貸金業
- (2) 興信所、探偵事務所等の私的な秘密事項の調査に関する業種
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (4) 投機的商品に関する業種
- (5) 債権の取立て又は示談引き受け等に関する業種
- (6) ギャンブル（宝くじ・公営ギャンブルを除く）に関する業種
- (7) 占い、運勢判断に関する業種
- (8) 結婚相談所・交際紹介に関する業種

- (9) 行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている事業者
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (12) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種及び事業者
- (13) 本市の市税を滞納している事業者
- (14) 法人等においては、企業の基本情報が開示されていない事業者（正式名称、本社所在地、代表者名、従業員数、資本金、組織、職歴、業務内容等）
- (15) 暴力団、その他反社会的団体、関連事業者及びそれらの構成員
- (16) その他封筒に広告を掲載することが適切でないと認められるもの

2. 広告の内容の審査基準

(1)「東大阪市有料広告掲載要綱」より

「東大阪市有料広告掲載要綱」

(広告の対象範囲等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又はこれらに類するもの
- (5) 個人の氏名を宣伝するおそれのあるもの
- (6) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
- (7) 市の公共性、中立性及びその品位を損うおそれのあるもの
- (8) 社会問題について主義主張するもの
- (9) 当該広告事業の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (10) 東大阪市屋外広告物条例の規定に反するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として不適当と認めるもの

(2)「東大阪市有料広告掲載基準」より

「東大阪市有料広告掲載基準」

(掲載基準)

第5条 次のいずれかに該当する内容の広告は、掲載することはできない。また、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。なお、市は広告の案ごとに、その具体的内容を判断するものとし、修正・削除等の変更が必要な場合は、広告募集業者又は本市が直接広告を募集する者(以下「広告募集業者等」という。)に指示できるものとし、広告募集業者等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

- (1) 法令等により製造、販売、提供等をすることができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として掲載することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
- (2) 他の者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

- (4) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 広告する商品又はサービスとは無関係に裸体等を表示することによって単に目立たせるもの
- (9) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
 - ア 性的感情を著しく刺激するもの。
 - イ 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの。
 - ウ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの。
- (10) 消費者の利益の確保及び公正な競争の確保を妨げるおそれのある次の表示を含む広告
 - ア 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示。(合理的な根拠を示す資料を求めた場合において、提出がない場合は不当表示とみなすこととする。)
 - イ その他消費者を誤認させるおそれのある表示。
 - ウ 射幸心をあおる表示。